

○松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

令和3年3月22日

条例第10号

松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第25号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 廃棄物の減量及び適正処理（第8条—第16条）

第3章 地域の環境美化等（第17条）

第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続（第18条—第22条）

第5章 技術管理者の資格（第23条）

第6章 廃棄物処理手数料（第24条—第26条）

第7章 雑則（第27条—第30条）

第8章 罰則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び松本市環境基本条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1） 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- （2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- （3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （4） 資源化 再使用、再生利用及び熱回収をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、環境への影響に配慮するとともに、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進すること等による廃棄物の減量及び資源化の推進並びに適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し情報の収集及び調査研究等に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量、資源化に関する市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する市民及び事業者等の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自主的に一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図らなければならない。

2 市民は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第6条 通勤者、通学者、旅行観光客その他の滞在者（以下「滞在者」という。）は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し市の施策に協力するよう努めなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項及び第2項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

第2章 廃棄物の減量及び適正処理

(市が行う廃棄物の減量及び適正処理)

第8条 市は、処理計画に従い、一般廃棄物の収集・運搬・処分（再生を含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 市は、処理計画に基づく一般廃棄物の分別収集について、市民及び事業者に普及させるため、啓発、指導等の必要な措置を講じるものとする。

(市民が行う廃棄物の減量及び適正処理)

第9条 市民は、商品の購入に際して、資源化が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品その他廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

2 市民は、生じた家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる場合は、自ら処分するように努めなければならない。

3 市民は、自ら処分できない家庭系廃棄物については、市長が定める処理計画に従い適正に分別し、処理しなければならない。

4 市民は、分別した家庭系廃棄物を排出する場合には、あらかじめ市長が承認した場所（以下「集積場」という。）に搬入しなければならない。この場合において、市長が定めた分別の区分に従い、市長が指定する袋に収納しなければならない。

5 市民は、集積場を利用するときは、集積場及びその周辺を常に清潔に保つよう努めなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量及び適正処理)

第10条 事業者は、事業系廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売に際して、その製品の包装等の簡素化に努めなければならない。

3 事業者は、使い捨て製品の提供、食料品の提供その他廃棄物の発生の要因となる事業活動に伴う廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

4 事業者は、自ら処理できない一般廃棄物については、市長が定める処理計画に従い適正に分別し、処理しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(滞在者が行う廃棄物の減量及び適正処理)

第11条 滞在者は、前条第3項に規定した事業者の取組みに協力するよう努めなければならない。

2 滞在者は、自ら消費する目的で物品を購入するときは、容器包装が簡素な製品又は簡易な容器包装を優先的に選択するよう努めなければならない。

(一般廃棄物の自己処理基準)

第12条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下「占有者」という。）は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、特別管理一般廃棄物にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の2、その他の一般廃棄物にあつては政令第3条に定める基準に準じて処理しなければならない。

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第13条 市及び市から一般廃棄物のうち資源物（別表第1に掲げる資源物をいう。以下この項及び次項において同じ。）の収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、集積場に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して集積場に排出された資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面を交付することにより行わなければならない。

(市長が指示する多量の一般廃棄物)

第14条 法第6条の2第5項の規定により、市長が占有者に対して指示することができる事業活動に伴い生ずる多量の一般廃棄物の量は、次に掲げるとおりとする。

(1) ごみ 1日の平均排出量が7キログラム以上の場合又は臨時の排出量が50キログラム以上の場合

(2) し尿 1日の平均排出量が180リットル以上の場合

(3) その他一般廃棄物 市長が必要と認める量以上の場合

2 前項各号の廃棄物(し尿を除く。)は、破碎、圧縮等あらかじめ前処理に努めなければならない。

(多量排出事業者の責務等)

第15条 前条第1項に定める多量の一般廃棄物を生じる占有者のうち、規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長が定める処理計画に従い、一般廃棄物の再生利用、排出の抑制及び減量に関する計画(以下「ごみ減量行動計画」という。)を策定し、市長に届け出なければならない。ごみ減量行動計画を変更したときも、同様とする。

2 多量排出事業者は、ごみ減量行動計画を実施するため、廃棄物管理責任者を定め、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、多量排出事業者に対し、ごみ減量行動計画の実施状況について報告を求めることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出がないとき、その他特に必要があると認めるときは、多量排出事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 市長は、多量排出事業者が前項の規定による勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該多量排出事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

6 市長は、多量排出事業者が前項の規定による公表の後においても第4項の勧告に従わなかったときは、市長が別に定める一般廃棄物処理施設への当該事業者から排出される事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(処理する産業廃棄物)

第16条 産業廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市長は、法第11条第2項の規定により、特に必要と認めるときは、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で産業廃棄物を処理することができるものとする。

第3章 地域の環境美化等

(清潔の保持)

第17条 占有者は、便所、廃棄物容器等の周囲を常に清掃し、消毒、殺虫等を行って清潔を保つように努めなければならない。

2 法第5条第3項の規定による大掃除は、市長の定める計画に従い実施しなければならない。

3 占有者は、空地の境界に囲いを設ける等みだりに廃棄物が投棄されないよう適正な管理に努めなければならない。

4 土木建築等の工事施工者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の適正処理に努めなければならない。

第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続

(生活環境影響調査の結果の縦覧等)

第18条 市長は、法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、次項各号に掲げる施設（以下「対象施設」という。）に係る法第9条の3第1項又は第8項の規定による届出（以下「設置等」という。）をしようとするときは、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類及び対象施設に係る法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）を縦覧に供し、対象施設の設置等に関し利害関係を有する者（以下「利害関係人」という。）に生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会を付与するものとする。

2 前項の報告書等の公衆の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
(縦覧等の告示)

第19条 市長は、前条の規定により報告書等を縦覧に供し、利害関係人に意見書を提出する機会を付与しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の期間及び場所
- (2) 対象施設の名称
- (3) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 利害関係人は、意見書を提出できること。
- (6) 意見書の提出期限及び提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第1号に掲げる縦覧の期間は、告示の日から1月間（当該対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設である場合は、1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間）とし、縦覧の場所は、市長が定める。

(意見書の提出の期限等)

第20条 利害関係人は、前条第1項の告示があったときは、同条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間（当該対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設である場合は、2週間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間）を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、市長が定める。

(環境影響評価との関係)

第21条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示及び縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第22条 市長は、対象施設の設置等に関する区域が、次に該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 対象施設の設置等により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、松本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第5章 技術管理者の資格

第23条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務

に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

第6章 廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第24条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、占有者から次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を手数料として徴収する。

(1) ごみ、燃え殻、汚泥等（浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥を除く。）、粗大ごみ及び犬、猫等の死体 別表第2に定める額

(2) し尿 別表第3に定める額

(3) 家庭雑排水汚泥 別表第4に定める額

2 四賀区域、安曇区域、奈川区域、梓川区域及び波田区域以外の区域で、前項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物を収集する場合において、その収集作業の回数が月2回以上のとき及び施設の距離が40メートル以上のときは、別表第5に定める額を別表第3及び別表第4に定める額に付加して徴収するものとする。

(廃棄物処理業許可申請等手数料)

第25条 市長は、一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等から別表第6に定める額を手数料として徴収する。

(手数料の減免)

第26条 市長は、次に掲げる者に対し、第24条に規定する手数料を減免することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者

(2) 天災により被害を受けた者その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、規則に定めるところにより、市長にその旨を申請しなければならない。

第7章 雑則

(必要な措置)

第27条 市長は、廃棄物の適正な処理をするため必要があると認めるときは、第12条に規定する占有者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な措置を求めることができる。

(改善の指示)

第28条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障があると認めるとき又は生活環境の保全上適当でないと認めるときは、その改善を指示することができる。

(立入検査)

第29条 市長は、法第19条第1項の規定によるほか、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

(罰則)

第31条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(四賀村、安曇村、奈川村、梓川村及び波田町の編入に伴う経過措置)

3 四賀村、安曇村、奈川村、梓川村及び波田町の編入の日前に、四賀村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年四賀村条例第27号）、安曇村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年安曇村条例第3号）、奈川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年奈川村条例第26号）、梓川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年梓川村条例第25号）又は波田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年波田町条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、

この条例による改正後の松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によりなされた処分、
 手続その他の行為とみなす。

別表第1（第13条関係）

種別	区分
資源物	容器包装プラスチック、金属類、紙類、布類、生きびん、雑びん、小型家電、ペットボトル、蛍光管、体温計、乾電池、スプレー缶、カセットボンベ、ライター

別表第2（第24条関係）

種別	区分	金額
ごみ、燃え殻、汚泥等	可燃ごみ、破碎ごみ、容器包装プラスチックごみ	10kg当たり 242円
	上記以外	10kg当たり 194円
粗大ごみ	机、ステレオ、ミシン（足踏式ミシン等の大型のもの）	1台当たり 830円
	カーペット（4.5畳以上のもの）	1枚当たり 830円
	スプリングマット	1個当たり 1,040円
	スプリング入り椅子（1人用）	1脚当たり 520円
	スプリング入り椅子（2人以上用）	1脚当たり 1,040円
	ベッド枠	1台当たり 1,040円
	物干し台	1台当たり 780円
	物干し竿（金属製）	1本当たり 150円
	スキー・スノーボード用具一式	1式当たり 260円
犬、猫等の死体	1匹当たり 2,200円	

備考 ごみ、燃え殻、汚泥等で10kg未満の場合は、10kgとみなし、10kgを超える場合は、5kg未満の端数は切り捨てるものとし、5kg以上10kg未満の端数は10kgとして計算する。

別表第3（第24条関係）

区分	単位	金額
四賀区域	くみ取量10リットル当たり	81円
安曇区域	くみ取量18リットル当たり	大野田・島々・橋場・稲核 190円
		上高地 183円
		乗鞍・鈴蘭・沢渡・白骨 194円
		乗鞍山頂・三本滝 202円
奈川区域		194円
梓川区域		190円

波田 区域	定額によるもの 一般家庭	1 か月につき	(1) 一般便槽 世帯員が1人の場合374円とし、世帯員が1人増すごとに364円を加算した額 (2) 特殊便槽 無臭トイレ等（水を使用する特殊便槽をいう。以下同じ。）にあつては（1）の金額に660円を加算した額
	従量によるもの (1) 事業所、工場、飲食店等の不特定多数の者が出入する施設 (2) その他定額によることが不相当と認められるもの	くみ取量18リットル当たり	190円
	浄化槽汚泥・合併浄化槽汚泥	くみ取量18リットル当たり	190円
上記 以外 の区 域	定額によるもの 一般家庭	1 か月につき	(1) 一般便槽 世帯員が1人の場合429円とし、世帯員が1人増すごとに407円を加算した額 (2) 特殊便槽 無臭トイレ等にあつては（1）の金額に407円を加算した額 ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する処理区域内において、同項の規定により下水の処理をすべき日として公示された日から3年以内に同項に規定する水洗便所に改造されていないくみ取便所（以下「処理区域内において3年を経過したくみ取便所」という。）にあつては（1）又は（2）の金額に407円を加算した額

従量によるもの (1) 事業所、工場、飲食店等の不特定多数の者が出入する施設 (2) その他定額によることが不適当と認められるもの	くみ取量18リットル当たり	190円 ただし、処理区域内において3年を経過したくみ取便所にあつては242円
浄化槽汚泥・合併浄化槽汚泥	くみ取量18リットル当たり	190円 ただし、処理区域内において3年を経過したくみ取便所にあつては242円

備考

- 1 四賀区域及び奈川区域において、特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、作業1回につき当該手数料の5割以内の額を加算することができる。
- 2 梓川区域において、収集作業に要する距離が40メートルを超える場合は、作業1回につき330円を加算する。

別表第4（第24条関係）

区分	容量別	金額
四賀区域	150リットル以下のもの	1,408円
	150リットルを超え250リットル以下のもの	2,343円
	250リットルを超えるもの	2,343円に10リットルを超えるごとに66円を加算した額
安曇区域	300リットル以下のもの	2,750円
奈川区域	300リットルを超えるもの	2,750円に50リットルを超えるごとに418円を加算した額
梓川区域	300リットル以下のもの	公共下水道供用開始区域内 2,750円 公共下水道供用開始区域外 2,420円
	300リットルを超えるもの	公共下水道供用開始区域内 2,750円に50リットルを超えるごとに418円を加算した額

		公共下水道供用開始区域外 2,420円に50リットルを超えるごとに418円を加算した額
波田区域	300リットル以下のもの	2,750円
	300リットルを超えるもの	2,750円に50リットルを超えるごとに418円を加算した額
上記以外の区域	110リットル以下のもの	1,100円
	110リットルを超え250リットル以下のもの	1,980円
	250リットルを超えるもの	1,980円に50リットルを超えるごとに385円を加算した額

備考

- 1 単位は、くみ取り1回当たりとする。
- 2 安曇区域及び奈川区域において、特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、作業1回につき当該手数料の5割以内の額を加算することができる。
- 3 梓川区域において、収集作業に要する距離が40メートルを超える場合は、作業1回につき330円を加算する。

別表第5（第24条関係）

区分	金額
作業回数	収集作業の回数が1か月に1回を超える場合 その超える回数1回当たり 418円
距離	収集作業に要する距離が40メートルを超える場合 297円

別表第6（第25条関係）

区分	金額（1件当たり）	
(1) 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	10,000円	
(2) 法第7条第1項の規定による許可の申請に対する審査のうち特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定による特定家庭用機器一般廃棄物の引渡しのみを行うものに係る審査	2,000円	
(3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1,000円	
(4) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	130,000円
	イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの	110,000円

(5) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの	120,000円 100,000円
(6) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査		33,000円
(7) 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査		20,000円
(8) 法第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査		94,000円
(9) 法第9条の6第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査		94,000円
(10) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査		147,000円
(11) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査		134,000円
(12) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査		81,000円
(13) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査		73,000円
(14) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査		100,000円
(15) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査		94,000円
(16) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		71,000円
(17) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		92,000円
(18) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査		81,000円
(19) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査		74,000円

(20)	法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	100,000円	
(21)	法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	95,000円	
(22)	法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	72,000円	
(23)	法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	95,000円	
(24)	法第15条第1項	ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	140,000円
	処理施設の設置の許可の申請に対する審査	イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの	120,000円
(25)	法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	130,000円
		イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの	110,000円
(26)	法第15条の3の3第1項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000円	
(27)	法第15条の3の3第2項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	20,000円	
(28)	前各号の許可証等の再交付	1,000円	
(29)	一般廃棄物収集運搬許可車両のステッカーの交付	1台当たり 2,000円	
(30)	一般廃棄物処理業等従事者証の交付又は再交付	1枚当たり 200円	